

# 災害被災時の経済的損失をカバーするために 災害損失の繰戻しによる法人税額還付制度

■ AGS 税理士法人 / 株式会社 AGS コンサルティング 税理士  
医療経営士 1 級・介護福祉経営士 1 級 (試験合格)

宮澤 綾子

## 平成 29 年度税制改正により 被災時の経済的支援が常設化

先般発生いたしました九州北部における豪雨により、甚大な被害が発生しました。亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

医療機関においては、大規模災害をはじめとする危機的事象の発生により医療の提供が困難となる可能性を想定し、BCP (Business continuity planning: 事業継続計画) を盛り込んだマニュアル策定が進められるなど、災害後、長期的に病院機能の維持・継続ができるような体制づくりが求められています。

災害に被災した場合、経済的にも大きなダメージを受けることとなります。そのため、被災者のための経済的支援として税法においても減免猶予の制度など課税負担や申告のための手続き負担を軽減する措置が設けられています(表)。

平成 29 年度税制改正では、これまで個別に設けられてきた税務上の負担軽減措置が常設化されることとなり、法人税では災害損失の繰戻しによる法人税額の還付制度が常設されることとなりました。

## 適正な補償が行われるよう 医療機関へのサポートを

具体的には、災害欠損事業年度

において生じた災害損失欠損金額がある場合には、還付所得事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

図の例では、法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額として 286.8 万円 (358.5 万円 × 1200 万円 / 1500 万円) の還付を受けることとなります。災害損失欠損金額は棚卸資産等の資産の減損による損失または価値減少による損失や原状回復等の費用にかかる損失の額の合計額をいい、保険金等により補填される金額は除いて算出します。

なお、この制度は、青色欠損金の

繰戻し還付制度(法人税法 80 条第 1 項)とは異なり、青色申告書を提出する法人以外の法人や資本金が 1 億円を超える法人であっても適用を受けることが可能です。

このほか、住宅取得等資金贈与の非課税特例や非上場株式等の係る相続税・贈与税の納税猶予の特例などが常設化されています。

また、国税の軽減免除や申告納付の期限延長、納付猶予以外にも、地方税の軽減免除、国民健康保険の納付期限延長、徴収猶予、公共料金の減免などの施策が設けられています。

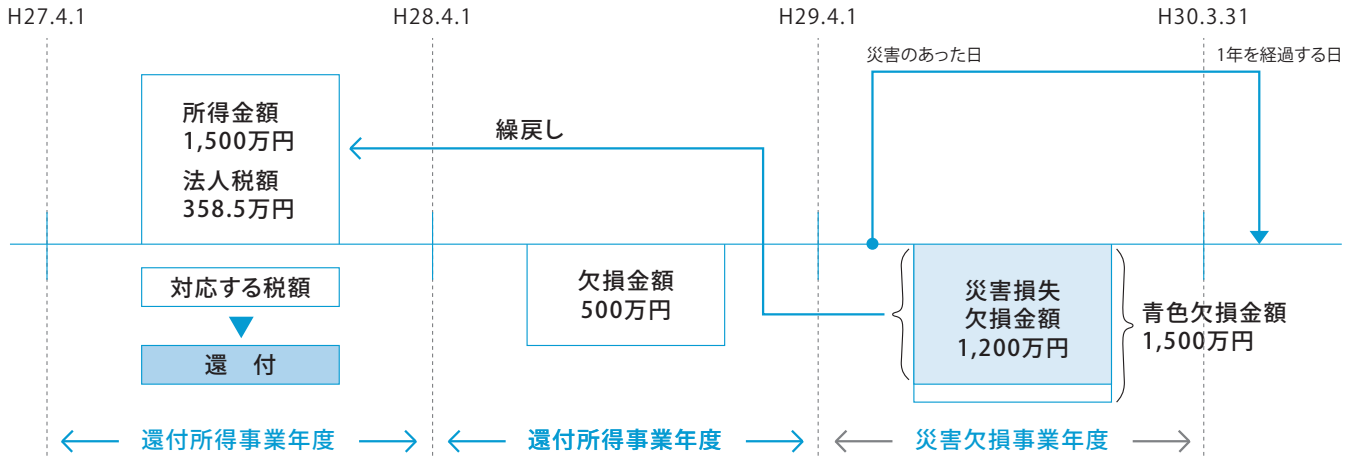
著しく異常かつ激甚な非常災害として指定された特定非常災害に該当する場合には、消費税の届出書

**表** 災害に関する主な減免猶予等

施策	助成対象等	要件
国税の軽減免除	法人税、所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税	災害により甚大な被害を受けた場合
国税の申告納付税等の期限延長・納付猶予	災害終息以前に納税義務の発生したものなど	災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時
	所得税、源泉所得税	納税者が災害にあった場合
地方税軽減免除	都道府県税、市町村税	地方公共団体の条例に定めるところにより、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者
地方税の申告、納付等の期限延長徴収猶予	都道府県税、市町村税	納税者が震災、風水害、火災その他の災害を受ける場合により、地方税を一時に納付、納入できない場合
国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長、徴収猶予	国民健康保険料(税)、医療費の一部負担金、介護保険料、利用料	保険者又は世帯の主たる生計維持者が、震災・風水害・火災等の災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合など、市町村が条例で定める
電報、電話の特別措置	要件の通信料金の減免	災害時、被災者より行う通信、被災地に特設された電気通信設備で行う通信
放送受信料の免除	定めた期間内の放送受信料の免除	非常災害時、被災度合により期間を設定

(内閣府『災害対策資料集』より抜粋)

**図** 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求例 (決算:年1回3月 資本金:1億円 青色申告法人 の場合)



$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

**宮澤 綾子**

AGS税理士法人/株式会社AGSコンサルティング 税理士  
 医療経営士1級・介護福祉経営士1級 (試験合格)

● みやざわ・あやこ

埼玉県出身。

大学卒業後、株式会社フェーズワンにて医療者向けWEBコンテンツの運営、人材紹介事業に従事。

その後、東日本税理士法人を経て、2017年よりAGS税理士法人/株式会社AGSコンサルティングに入社。

医療経営士1級(試験合格)、介護福祉経営士1級(試験合格)、診療報酬請求事務能力検定試験合格。

等に関する特例、被災代替資産等の取得等をした場合の特別償却制度なども設けられており、東日本大震災後の災害では平成28年熊本地震が特定非常災害に該当しています(平成29年3月31日現在)。  
 災害等に遭遇した場合、医療機関が医療の提供の維持・継続ができるよう、危機管理としてあらかじめ何らかしらの手を打っておくことが重要です。医療機関をサポートする役割として、クライアントの経済的損失額を軽減できるような、適正な補償(保障)額、保険契約のご提案が求められると考えます。